

# ベトナムにおける環境・社会・経済の概要及び環境政策に関する動向

---

環境インフラ海外展開プラットフォーム（2021年10月25日）

# ベトナム基礎状況

## ①人口： 9,762万人（2020年）

- ・平均年齢31歳（日本45.7歳）
- ・合計特殊出生率は2.09（日本1.34）

## ②面積： 約33万km<sup>2</sup>

- ・九州を除いた日本の面積とほぼ同じ

## ③GDP： 2,712億ドル（2020年）

- ・参考：日本5兆818億ドル（2019年）
- ※但し、ベトナムのGDPは計算見直しにより25%程度増加見込み。

## ④一人当たりGDP： 2,779ドル（2020年）

- ・参考：日本40,847ドル（2019年）
- ASEAN平均4,803ドル（2019年）
- ※但し、ベトナムのGDPは計算見直しにより25%程度増加見込み。

## ⑤GDP成長率： 2.91%（2020年）

- ・コロナ禍においてASEANで唯一のプラス成長

## ⑥最低賃金（ハノイ・ホーチミン）：

**月額442万ドン（約2万円）**（2020年1月1日施行）

- ・公務員・軍人の最低賃金：月額149万VND（約7000円）（2019年7月1日施行）

## ⑦産業：農林水産業，労働集約型製造業が盛ん

- ・コーヒー，コメの世界有数の輸出国
- ・縫製品，電子機器の生産拠点



# 日本とベトナム

## ● 「アジアにおける平和と繁栄のための広範な戦略的パートナーシップ」

⇒ 様々な分野で協力を進展。2023年に外交関係樹立50周年を迎える。

## ● 日本はベトナムにとり最大の援助国

⇒ インフラ開発やビジネス環境整備、行財政改革等様々な分野にてODA事業を実施。

### 【深まる日越関係】

#### ○ 在留邦人数

4,207人（05年） → 23,148人（19年10月）

#### ○ 日本商工会加盟社数

441社（05年） → 1,944社（20年7月） （北部、南部、中部3商工会合計）

#### ○ 在日ベトナム人の数

〔総数〕

44,690人（11年） → 448,053人（20年末） ※韓国に代わって2位へ浮上

〔うち留学生〕

5,767人（11年） → 65,653人（20年末） ※中国に次ぐ2位

〔うち技能実習生〕

13,524人（11年） → 208,879人（20年末） ※国・地域別1位

#### ○ 観光客数の推移

〔日本人訪越者〕

481,500人（11年） → 951,962人（19年）

〔ベトナム人訪日者〕

41,048人（11年） → 495,100人（19年）

#### ○ 日本語学習者数

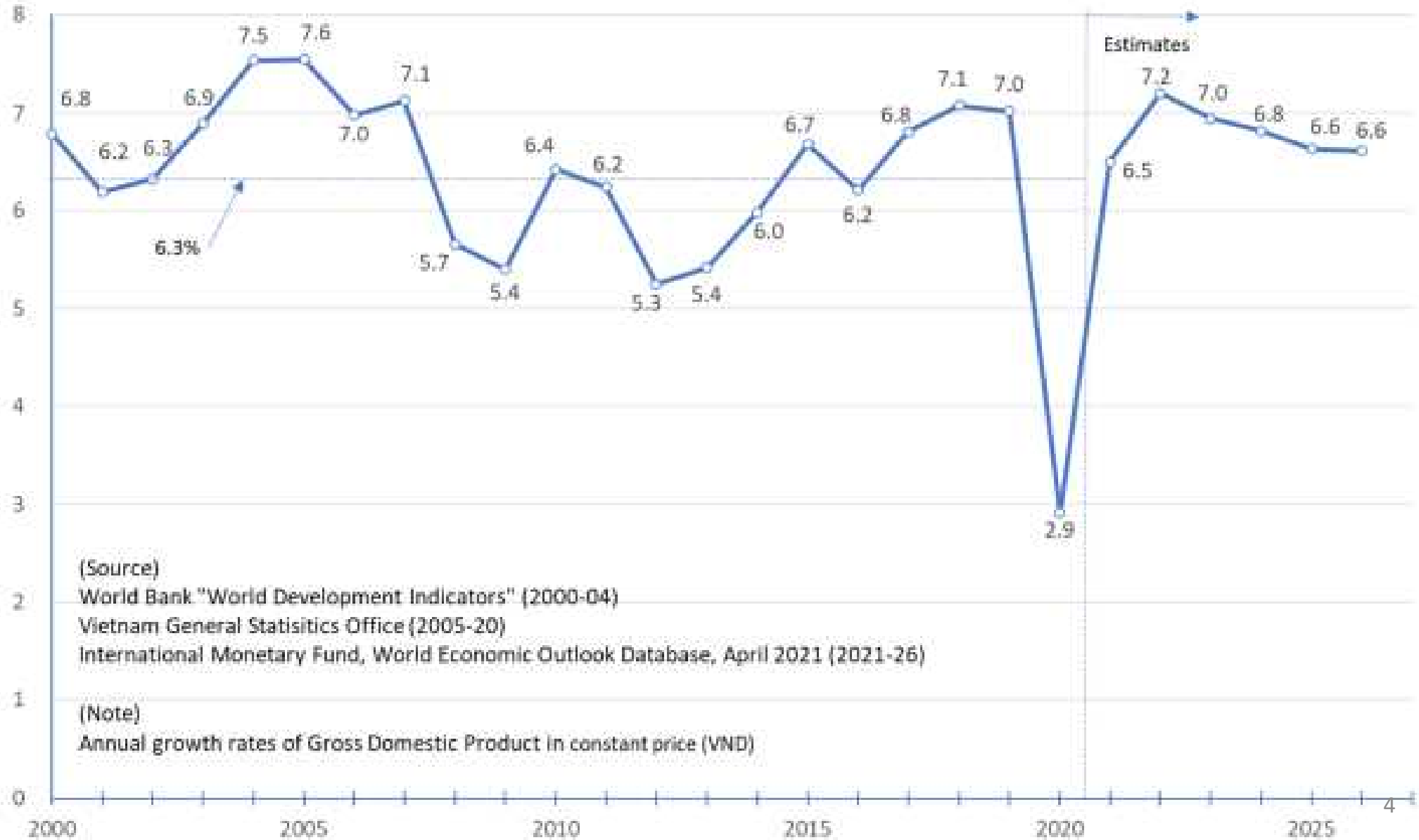
44,272人（09年） → 174,521人（18年） ※タイに次ぐ6位

#### ○ 対ベトナム累計投資額

約593億米ドル（19年末） ※韓国に次ぐ2位

# 過去20年間、ベトナム経済は6.3%で成長

## Growth rate of GDP in Vietnam



# ベトナムは15の自由貿易協定を締結

---

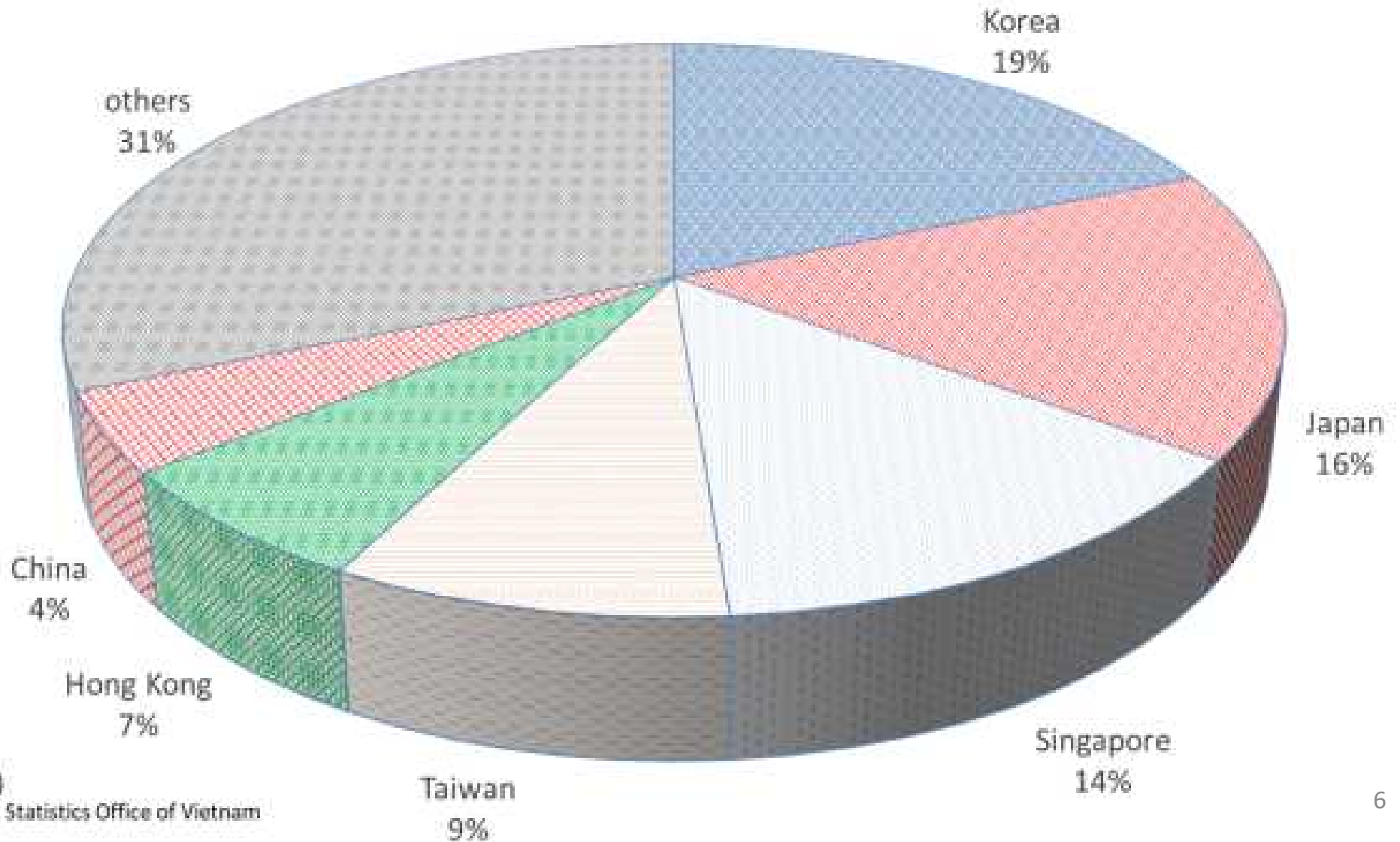
1. ASEAN (AFTA)
2. ASEAN - China (ACFTA)
3. ASEAN - South Korea (AKFTA)
4. ASEAN - Japan (AJCEP)
5. ASEAN - India (AIFTA)
6. ASEAN - Australia - New Zealand (AANZFTA)
7. Viet Nam - Japan
8. Viet Nam - Chi Le (VCFTA)
9. Viet Nam - South Korea (VKFTA)
10. Viet Nam – UK
11. Viet Nam - Eurasian Economic Union (VCUFTA)
12. Trans - Pacific Partnership Agreement (CPTPP)
13. Viet Nam - EU (EVFTA)
14. Viet Nam – EFTA
15. RCEP

(Source)  
Ministry of Finance of Vietnam

# 外国投資家にとってベトナムは魅力的な投資先の一つ

---

Foreign direct investment projects by main counterparts  
(Accumulation of projects as of 31/12/2019)



(Source)  
General Statistics Office of Vietnam

# 日越経済関係の現状

---

- ① 日本からのFDIは、製造業、エネルギー、サービス、小売分野を中心に引き続き旺盛
  - 海外サプライチェーン多元化等支援事業(JETRO)での採択案件81件のうち、37件がベトナム(国別最多)。
  - JBICの調査(2020年8~11月)にて、ベトナムはASEANの中で最も有望な投資先。
  
- ② ベトナム側は、外資誘致、特に技術移転を伴う日本企業の誘致に熱心
  - 工業団地、スマートシティの建設。
  - 交通、エネルギー分野のインフラ整備。
  
- ③ 過去10年間で、財閥企業が急成長
  - 不動産、観光、小売から、IT分野、自動車分野まで。
  - 日本企業との協力にも関心あり。
  
- ④ ベトナムの日本経済への貢献も高まる
  - 技能実習生やIT技術者等ホワイトカラー労働者が、日本経済の屋台骨を支える。

# 5年に1度の体制変更（2021年1月共産党大会）

## ●共産党一党支配体制の下での安定した政権運営

⇒今年1月に開催された、5年に一度の党大会にて新体制が選出

## 【本年の党大会で選出された新指導部（トップ4）】



**党書記長**  
グエン・フー・チョン  
76歳

- 特例で3期連続の就任。
- 健康面に不安もあったが、安定したリーダーシップを発揮。



**国家主席**  
グエン・スアン・フック  
66歳

- 首相として、高い経済成長を達成、各国との関係を強化。
- 訪日歴多数。



**首相**  
ファム・ミン・チン  
62歳

- 越日友好議連会長として、日越関係の促進に大きく貢献。
- 訪日歴多数。



**国会議長**  
ヴオン・ディン・フエ  
63歳

- 財政大臣、党中央経済委員長、ハノイ市党委書記等を歴任。
- 経済・金融政策の専門家。



# 新政権との関係強化

## ● 2021年3月：菅総理とチョン党書記長が再任後初の電話会談

- 2023年の日越外交関係樹立50周年に向けて緊密に連携

## ● 2021年5月：菅総理とフック国家主席、チン首相が就任後初の電話会談

- インフラ、エネルギー、**環境**、デジタル等の分野で多くの協力の可能性
- 2023年の両国外交関係樹立50周年に向けて、共に日越関係を発展させていく



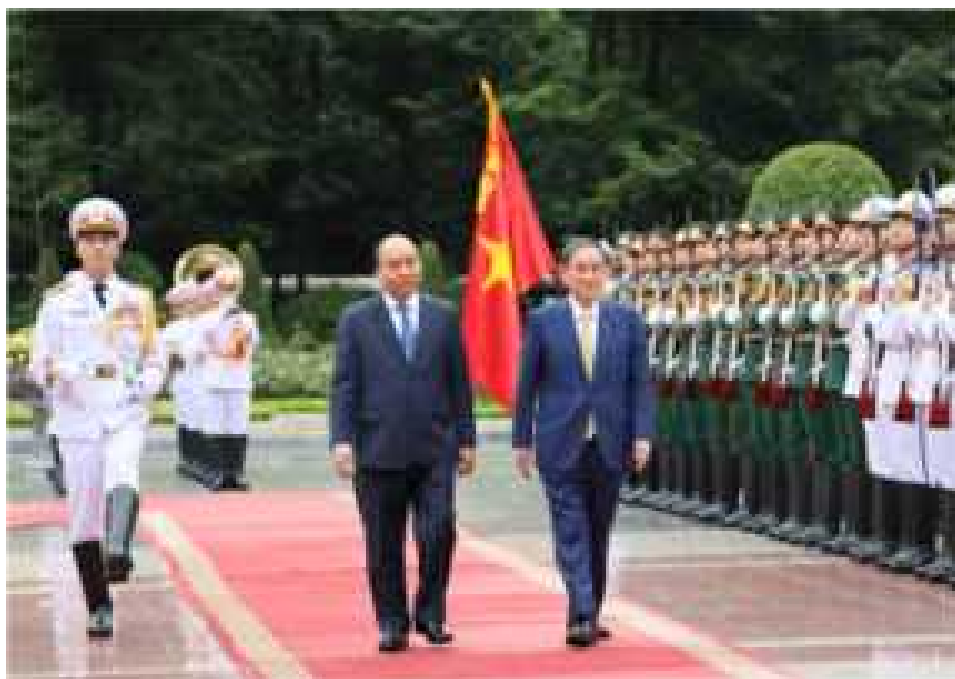
### 方向性

- 首脳をはじめハイレベルによる双方向の往来
- 公式記念行事
- 両国関係の将来を模索するハイレベルのシンポジウム
- 草の根交流

そして、2023年の50周年へ、、、。

# 菅・前総理のベトナム訪問

(令和2年10月18～20日)



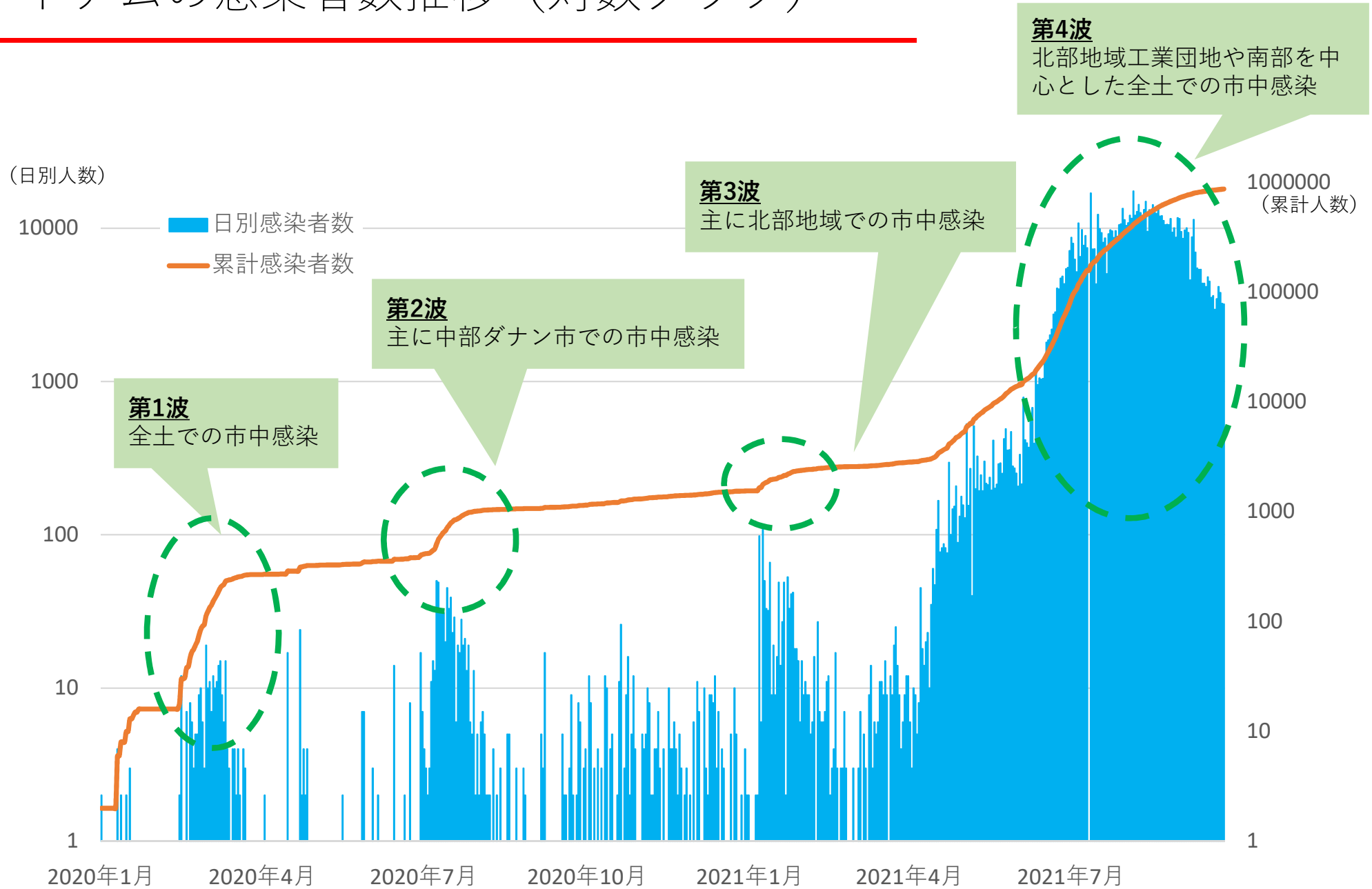
## 2021.8 ハリス副大統領 訪越

---



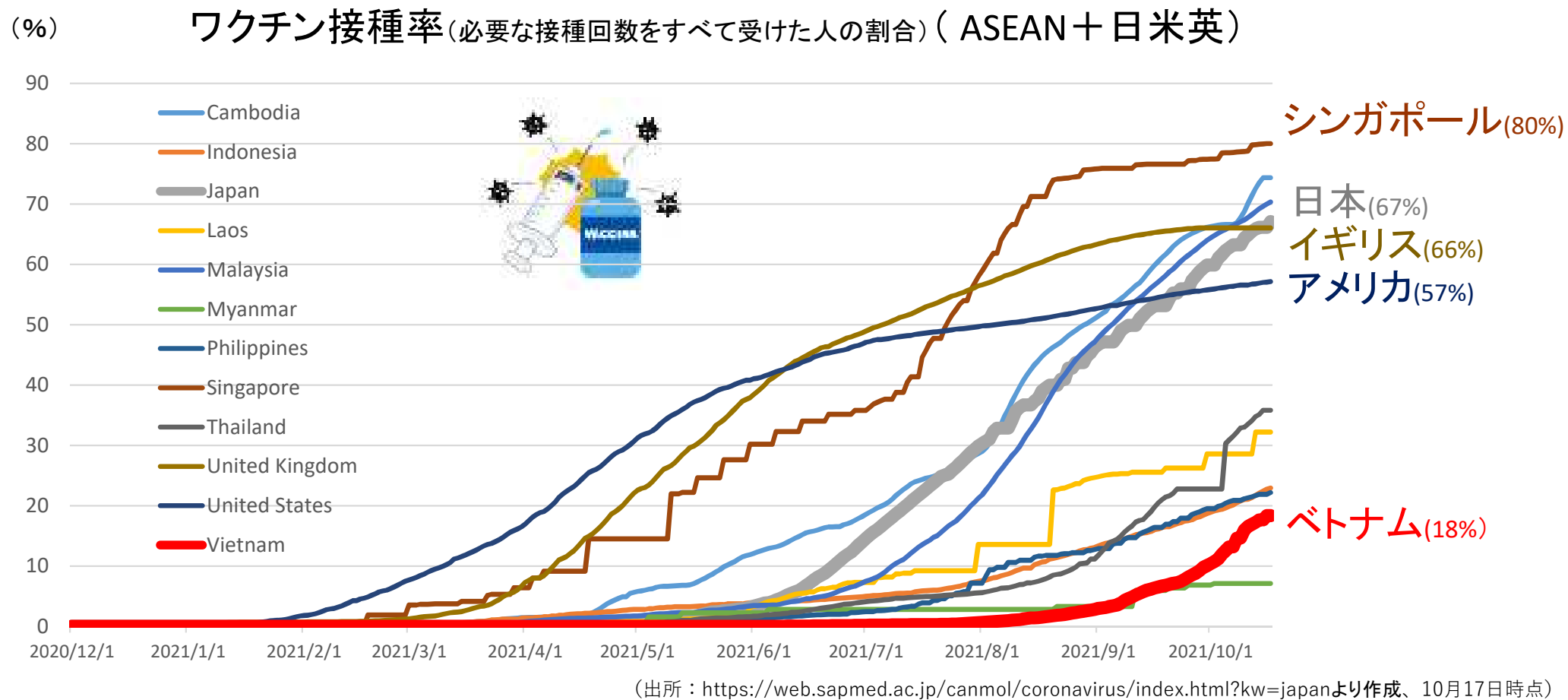
2021. 8. 25 ハリス米副大統領 チン首相

# ベトナムの感染者数推移（対数グラフ）



(出所：Our World in Dataより作成、10月17日時点)

# ワクチン接種状況と日本からのワクチン供与



日本政府はベトナムに対し  
いち早くワクチンを供与

日本からのワクチン到着に立ち会った(左から)山田大使、  
グエン・タイン・ロン保健大臣、グエン・ミン・ヴァー外務省次官(6月16日)

# 国際線の再開状況（2021.10現在）

---

## ベトナム→日本方向

- ✓ 定期便として1週間に約29便運行

## 日本→ベトナム方向

- ✓ 「特別便」

ハノイ着 週3便

ホーチミン着 週3便



- ✓ 入国許可手続に1ヶ月半程度必要

- ✓ 8月末より、ワクチン2回接種者の入国時隔離期間が7日（+健康観察期間7日間）に緩和

※通常は14日+14日（=ほぼ1ヶ月）の隔離生活が必要



- 1月末の党大会にて、「今後10年間の経済社会発展戦略」を採択。
- 経済発展戦略のキーワードは、

## 国家発展への「渴望」。

※ 渴望(Khát Vọng)

ベトナム語で極めて強い願望の意。政治文書で用いられることは珍しい。

- 新政権の第一任務は、同戦略を実施するための行動計画の策定。

2025年（南北統一50周年）までに

➡ 低位中所得国（GDP約4,700–5,000米ドル/人）を脱出

※2021～2025年 社会経済開発計画5ヶ年計画(2021.7国会決議)においても同様の目標値を設定

2030年（党設立100周年）までに

➡ 上位中所得国（GDP約7,500米ドル/人）に到達

2045年（建国100周年）までに

➡ 先進国（GDP約18,000米ドル/人）に到達



## 2021年～2030年の経済社会発展戦略の主要点

### 【経済面】

- ポストコロナの経済再生やインフラ整備を通じ、国内市場を力強く発展。
- 科学技術の進歩に対応し、イノベーション、デジタル経済（デジタルトランスフォーメーション(DX)）、高度人材育成を推進。
- 国際統合を進めるため、自由貿易協定、投資誘致、サプライチェーンへの積極的な参加を確保。
- 循環経済、気候変動、再生可能エネルギー等、新たな課題に対応。

### 【政治・外交・国防面】

- 法治国家の構築、国家の治安・安全の確保
- 汚職・浪費防止対策の強化
- 「状況に応じた」戦略的外交
- 国際統合を通じた各国との連携、国際社会での役割向上
- 国防の強化、国家の独立、主権、領土保全の堅持

## 環境

### 現状認識(2011年～2020年の評価)

環境保護分野の脆弱性と遅れ(特に都市部、工業団地、工芸村、河川流域)  
気候変動の予測不可能性と自然災害への対応

### 戦略的目標における主要な指標

- 森林被覆率を42%で維持
- 排水処理と河川流域環境への再利用の割合は70%以上に達成。
- 温室効果ガス排出量を9%削減(※NDCと同じと考えたBAU比)
- 生産拠点および事業所の100%が環境基準を満たす。
- 海洋および沿岸保護地域の面積を国の海洋地域の3～5%に増やす。



## 環境

### 7. 資源管理・環境保護・気候変動・自然災害の主な記載

- (1) 経済発展と環境保護の関係を調和
- (2) 戦略的環境影響評価・環境影響評価の強化・改善
- (3) 大気のモニタリング強化・情報公開・改善
- (4) 騒音制限
- (5) 都市部、産業クラスター、工芸村、河川流域、農村部の環境汚染を大幅に改善
- (6) 環境汚染を引き起こしている施設を徹底的に管理し、違反への厳格な対応
- (7) 土壌劣化防止、土地利用目的を最適化
- (8) 森林の保護、開発、質の改善し、森林被覆を増やし、特に流域森林の被覆を維持
- (9) 自然保護区と生物多様性保護区を保護する。2030年次陸上自然保護区の面積を300万haに達成
- (10) 温室効果ガス排出削減を進め、低炭素の経済を目指す
- (11) 循環経済モデルの開発
- (12) 気候変動適応能力を向上、スマートソリューション
- (13) 中部高原地区、中部南での干ばつ、塩水侵入、メコンデルタでの地滑り、および中部と山岳地の洪水、鉄砲水などに関するリスクを低減
- (14) 環境汚染を引き起こす事業所の処理率は100%
- (15) 有害廃棄物の98%が処理され、そのうち医療廃棄物100%が処理され
- (16) 工業団地と輸出加工区からの排水100%が環境基準を満たす集中型排水処理施設で処理される
- (18) 一般廃棄物廃棄物の再利用・リサイクル率は65%以上

## ベトナム環境保護法(2020)

### 概要

● **環境保護法**(72/2020/QH14) Law on Environmental Protection(LEP)は、日本の環境基本法や個別法を全てまとめたような法律。**全16章171条**。ベトナムの環境保護法は1993年制定され、2003年、2014年の改正を経て、2020年11月17日に6年ぶりの抜本的改正として国会にて採択。**施行は2021年1月**から。

● 現在、下位法令である**政令3本**(合計100ページ以上)および**関連通達**(1000ページ以上)を策定中。

#### 環境保護法(72/2020/QH14)の構成

第1章(1条-6条) 総則

第2章(7条 - 21条) 環境要素・自然遺産の保護(※)

第3章(22条 - 24条)

国家環境保護戦略、国家環境保護マスタープラン

地域・省環境保護マスタープラン

第4章(25条 - 49条)

戦略的環境影響評価、環境影響評価、環境許可

第5章(50条 - 71条)

生産、ビジネス、サービス、都市、農村、その他地域

における環境保護

第6章(72条 - 89条)

廃棄物管理およびその他の汚染物質の管理

第7章(90条 - 96条) 気候変動への対応

第8章(97条 - 105条) 環境技術規制、環境基準

第9章(106条 - 120条)

環境モニタリング、環境情報、データベース、環境報告

第10章(121条 - 135条)

環境事故の予防と対応、および環境被害への補償

第11章(136条 - 154条) 経済的手法、政策および予算

第12章(155条 - 156条)

環境保護分野での国際統合および国際協力

第13章(157条 - 159条)

ベトナム祖国戦線、社会政治組織、社会職業組織、地域にお

ける環境保護の責任

第14章(160条 - 163条)

違反の調査、検査、監査、紛争解決、苦情および告発

第15章(164条 - 168条) 国家管理機関の責任

第16章(169条 - 171条) 実施規定

# ベトナム環境保護法(2020)

## 2020年改正のポイント(総論)

…現在の政策の有効性, 効率, 実現可能性を高めること。非効率的で複雑な管理方法を, 結果ベースの最終目標管理型に変更する。環境に配慮した事業に対しては手続を簡素化し, 環境汚染を引き起こす恐れのある事業は規制を強化する。

…他の法律に散在する環境保護に関連する規制を環境保護法改正案に統一し, 統制のとれた環境政策の基礎を築くとした。廃棄物管理に代表される, 他省に散在をしている環境に関する政府の役割を天然資源・環境省に集約し, 一貫性のある基準・技術的規制を策定する。業務所管・権限の整理をするとともに, 国の役割を企業, 地域及び住民へ移行していく。

…計画策定, 製品設計, 貿易, 消費, 廃棄, 商品包装, リサイクルといった様々な分野においてグリーン経済, 循環経済, 低炭素経済などの持続可能な開発モデルを構築するための制度的基盤を構築する。自然資本や環境産業への投資などの新しい経済セクターの形成や排出権取引市場を形成する。

…ベトナムの環境政策を新たな国際法と調和させる。EVFTA, CPTPPなどの新世代の自由貿易協定にベトナムが参加するための有利な法的環境を作成し, 外国資本による後進的な技術を用いた投資事業のスクリーニング, 防止に貢献し, グローバルな貿易競争における技術的障壁を積極的に克服する。

第14期第9回国会MONREハ一大臣改正環境保護法趣旨説明から

	2014年	2020年
第1章	総則	総則
第2章	環境保護基本計画、戦略的環境評定、環境影響評定と環境保護計画	環境要素・自然遺産の保護
第3章	天然資源の開拓と使用における環境保護	国家環境保護戦略、国家環境保護マスタープラン 地域・省環境保護マスタープラン
第4章	気候変動対応	戦略的環境影響評価、環境影響評価、環境許可
第5章	海洋と島しょの環境保護	生産、ビジネス、サービス、都市、農村、その他地域における環境保護
第6章	水、土、大気環境保護	廃棄物管理およびその他の汚染物質の管理
第7章	生産、経営、サービス活動における環境保護	気候変動への対応
第8章	都市、住宅区の環境保護	環境技術規制、環境基準
第9章	廃棄物管理	環境モニタリング、環境情報、データベース、環境報告
第10章	環境汚染処理、回復、改善	環境事故の予防と対応、および環境被害への補償
第11章	環境に関する国家技術基準、環境規格	経済的手法、政策および予算
第12章	環境観測	環境保護分野での国際統合および国際協力
第13章	環境に関する情報、環境指標、環境統計及び環境報告	ベトナム祖国戦線、社会政治組織、社会職業組織、地域における環境保護の責任
第14章	国の環境保護管理機関の責任	違反の調査、検査、監査、紛争解決、苦情および告発
第15章	ベトナム祖国戦線、社会・政治組織、社会・職業組織及び住民コミュニティの環境保護の責任	国家管理機関の責任
第16章	環境保護の財源	実施規定
第17章	環境保護に関する国際協力	—
第18章	環境に関する違反行為の監査、検査、処分、及び紛争、提訴並びに告訴の解決	2014年環境保護法の和訳はJETROから。 <a href="https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/vn/business/pdf/VN_20140623.pdf">https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/vn/business/pdf/VN_20140623.pdf</a>
第19章	環境損害賠償	
第20章	施行規則	

## 循環経済(第142条)

- 循環経済の概念が明記。製品デザインから、生産、消費、サービス活動を包含し、原材料の使用を減らす、製品寿命を長くする、廃棄物の排出や環境への悪影響を最小化することを目指す。
- 政府機関、省人民委員会は、計画・戦略作りにおいて、循環経済の概念を統合しなければならない。
- 事業者は、生産や流通において、資源の利用を減らし、廃棄物削減やリユース・リサイクルの推進をしなければならない。
- 関連規定: グリーン購入(146条)、リサイクル(54条)、インセンティブ関連規定
- 詳細は政令にて規定。

### 今後のロードマップ(政令案より)

2023年12月までに循環経済に関する国家行動計画をドラフト

- \* 現状分析、目標設定、各セクターにおけるタスクの決定
- \* 循環経済の基準を満たす必要がある対象事業種を特定
- \* モニタリング・報告手段決定

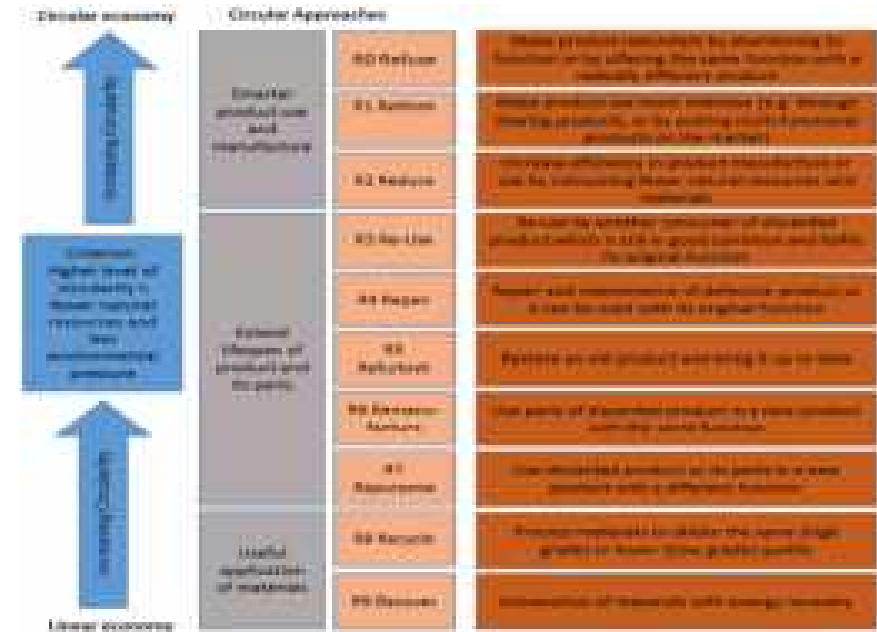
循環経済に関する情報プラットフォームの立ち上げ・運用

循環経済を適用するためのガイドライン作成

インセンティブ(法人税、関税など)、研究開発

企業の取り組み

- \* 9Rの実施
- \* GHG排出削減、再エネ推進
- \* 雨水や処理水リサイクル



## 廃棄物管理

- 拡大生産者責任の概念のリサイクルへの適用(54条)
- プラごみ削減、海洋ごみの管理(73条)
- 一般廃棄物の分別(75条)・従量課金制度(79条)

リサイクル対象(政令で特定:自動車、家電、容器包装等を含む見込)

\* 製造輸入業者は(1)自らリサイクルを実施、または(2)環境保護基金への「貢献」

\* 製品ごとにリサイクル率や貢献額が決められる

一般廃棄物3分別:(1)リサイクル、(2)食品廃棄物、(3)その他

従量課金制:有料ごみ袋、リサイクルごみ・有害廃棄物は無料

→分別とごみ減少のインセンティブ

省人民委員会は分別の方法や課金方法等を具体化し**2024年12月31日**までに実施しなければならない

プラスチックごみの管理についても明記。

政府は、使い捨てプラ・非分解性プラ包装、マイクロプラの製造輸入を制限するロードマップを策定

製造・輸入事業者によるリサイクル義務開始 (LEP54条)

対象製品	導入
電池	2024年1月
家電・電子機器	2024年1月
潤滑油	2023年1月
タイヤ	2024年1月
車両	2025年1月
包装	2023年1月

製造・輸入事業者によるEPF貢献 (LEP55条)

対象製品	導入
農薬・殺虫剤・化学物質等の容器	2023年1月
チューンガム	
オムツ・生理用品	
タバコ	
プラスチック製品	

※政令案ドラフトによる。(変更になっているかもしれません)

## 環境アセス

- 3の要件((1)事業の規模、能力、タイプ、(2)土地利用や水面や海、資源利用の必要性、(3)環境へのセンシティブティ)とベースに事業を4種に分類(28条)。第1種と第2種の一部事業は環境影響評価を実施(30条)。
- 第1種事業はプレFS時に予備的環境影響評価を実施(29条)※この条項だけ2021年2月から施行されている
- 生物多様性への配慮が明記。(32条)

アセスの対象事業を減らす一方で、環境への悪影響を及ぼす恐れのある事業に対しては、より慎重なアセスを要求。

### 環境へのセンシティブティ

事業の居住地、自然保護区や森林、文化遺産、自然遺産、農地への影響や、土地収用を伴うか否か等

第1種(環境に重大な悪影響を及ぼす恐れのある事業)~4種(環境に悪影響を及ぼす恐れのない事業)にあたる事業のリストを政令で作成中

生物多様性オフセット



サパ(Pixabayより)



## 水質保全・大気保全

- 省をまたぐ水質管理計画(5か年計画)を策定(9条)
- 国および省人民委員会は大気環境管理計画(5か年計画)を策定(13条)
- 省人民委員会は、モニタリングや早期警報の責任、緊急時の対策(14条)

\* モニタリング・事後的対応中心な構成から、計画的管理に。

\* 特に大気に関しては、自治体の役割明記。緊急時の対応も明記。



ホーチミン市(Pixabayより)

## その他

- 自然遺産の保護(20条、21条)
- 環境監査(74条)
- Best Available Technologies(BATs)(105条)
- 環境税(136条)
- 生態系サービスへの支払(PES)(138条)

これまで複数の法令に散らばっていた自然遺産保護が明記  
環境監査を奨励

BATs: 政府が定めるロードマップに従い、事業者はBATsの研究・適用の責任を負う

MONREはMOSTと協力して、ガイドラインや認証、リストの策定を実施

環境税: 対象拡大?

生態系サービスへの支払の対象

- Exploiting and using water and sea surface of ecosystems for aquaculture and water recreation services;
- Exploiting and using landscapes of ecosystems for tourism and recreation services;
- Conducting the production and business operation that emit greenhouse gases (GHGs) and must use carbon sequestration and storage services provided by ecosystems to reduce GHG emission.



ハロン湾(Pixabayより)

ご清聴ありがとうございました

---

環境インフラ海外展開プラットフォーム（2021年10月25日）